

ストーカー行為の規制について ～あなたやあなたの大切な人を守る法律です～

1 「ストーカー行為」とは

同一の者に対し、つきまとい等を繰り返し行うことです。

ただし、下記の8つの行為類型のうち(1)から(4)までの行為がストーカー行為に当たるのは、身体の安全、住居の平穩、若しくは、名誉が害され、又は行動の自由が著しく害されるかも知れないという不安を覚えさせるような方法で行われる場合に限定されます。

2 つきまとい等

特定の者に対する恋愛感情が満たされなかったことへの怨みの感情を充足させる目的で、特定の者又はその家族などに対して行う次の8つの行為をいいます。

(1) つきまとい、待ち伏せ、押しかけ

- ・尾行・通勤途中で待ち伏せする・自宅や職場、学校付近での見張り

(2) 監視していると告げる行為

- ・あなたのその日の服装や、帰宅直後に「おかえり」などと電話する

(3) 面会・交際の要求を求める行為

- ・あなたが拒否しているにもかかわらず、面会や交際、復縁を求める

(4) 乱暴な言動

- ・あなたに、大声で「馬鹿野郎」などと粗野な言動をあびせる

(5) 無言電話、連続した電話等

- ・電話に出ると、何も告げず不安感を感じさせる

(6) 汚物などの送付

- ・汚物や動物の死骸等を庭先に置いたりする

(7) 名誉を傷つける

- ・中傷したり名誉を傷つけたりするような文書を送りつける

(8) 性的羞恥心の侵害

- ・わいせつ写真を、自宅に送りつけたり、インターネットに掲載したりする

3 ストーカー被害を防ぐため

- (1) 相手に生活パターンを読まれないようにする
- (2) 外出の際はなるべく一人で出歩かないようにする
- (3) 相手からの電話や、メールなどにははっきり拒絶の意思を伝える
- (4) 相手からの呼び出しには応じない

4 対応の仕方

- 「ストーカー行為」の被害を受けていると感じたら、すぐ最寄りの警察署に相談する
- 相手に「警察に訴えます」とはっきり伝える
- 自宅に押しかけてきたら、すぐ110番する
- 警察では相手方に注意、警告を行います。警告に従わない場合は、公安委員会が聴聞を開いて禁止命令を行い、禁止命令に従わない場合は、ストーカー規制法により処罰されることとなります。